

四日市市吏員退隠料退職給与金遺族扶助料支給細則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和 7 年 5 月 2 7 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 7 8 号

四日市市吏員退隠料退職給与金遺族扶助料支給細則の一部を改正する規則  
四日市市吏員退隠料退職給与金遺族扶助料支給細則（大正 1 3 年四日市市種別な  
し）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第 2 1 条 年金タル退隠料又ハ遺族扶助料ヲ受クル者 <u>拘禁刑</u> 以上ノ刑ニ処セラレ（条例第 1 0 条第 2 項ニ規定スル犯罪以外ノ犯罪ニ付刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキヲ除ク）若ハ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ取消サレタルトキ又ハ国籍ヲ失ヒ若ハ死亡シ又ハ条例第 3 4 条ノ規定ニ依リ扶助料ヲ受クルノ権利ヲ失フ場合ニ於テハ本人遺族若ハ縁故者ヨリ速ニ其ノ旨市長ニ届出ツヘシ	第 2 1 条 年金タル退隠料又ハ遺族扶助料ヲ受クル者 <u>禁錮</u> 以上ノ刑ニ処セラレ（条例第 1 0 条第 2 項ニ規定スル犯罪以外ノ犯罪ニ付刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキヲ除ク）若ハ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ取消サレタルトキ又ハ国籍ヲ失ヒ若ハ死亡シ又ハ条例第 3 4 条ノ規定ニ依リ扶助料ヲ受クルノ権利ヲ失フ場合ニ於テハ本人遺族若ハ縁故者ヨリ速ニ其ノ旨市長ニ届出ツヘシ

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者については、これを拘禁刑に処せられた者とみなす。

（総務部人事課）